

鹿児島市屋外広告物許可事務等の手引き



平成28年8月
平成30年4月改訂
平成30年11月改訂
令和2年4月改訂
令和3年4月改訂
令和3年10月改訂

鹿児島市建設局都市計画部都市景観課

目次

第1	手引き作成の趣旨	1
第2	許可事務等の処理	1
1	標準処理期間	
2	許可申請の審査	
(1)	屋外広告物の定義	
(2)	屋外広告物の種類と制限	
(3)	禁止地域等	
(4)	禁止物件	
(5)	申請の内容（様式第1の項目等）	
(6)	適用除外	
(7)	経過措置	
(8)	禁止広告物	
(9)	その他	
第3	屋外広告業の登録事務等の処理	15
1	標準処理期間	
2	登録審査	
第4	公共掲示板の掲出事務等の処理	15
1	処理期間	
2	掲出内容の審査等	

第5 違反広告物の簡易除却事務等の処理 16

1 実施主体

2 簡易除却した広告物の取扱い

第6 投影広告物の事務等の処理 17

投影広告物の取扱い

(1) 投影広告物の定義

(2) 道路を挟んで向かいの建物等に表示する場合

(3) 河川を挟んで向かいの建物等に表示する場合

(4) 自己の所有でない建物等に表示する場合等

(5) 異なる2以上の地域に跨って表示する場合

(6) 適用除外

第1 手引き作成の趣旨

屋外広告物は、経済活動に必要な情報の提供という役割を担う一方、都市景観の大きな構成要素でもあります。また、近年屋外広告物の形態や掲出手法も多様化し、新たな課題等も出てきている状況にあります。

この手引きは、景観に配慮した屋外広告物の規制、誘導を図ることにより、良好な景観まちづくりを目指すとともに、迅速かつ公平・公正な事務処理を促進するため、屋外広告物に係る本市の規制の概要をまとめた「鹿児島市屋外広告物のしおり」を補完するものとして、また、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）及び鹿児島市屋外広告物条例（平成8年条例第4号。以下「条例」という。）の規定による許可や届出に関する事務並びに屋外広告業に関する事務のほか、鹿児島市公共掲示板（以下「公共掲示板」という。）に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものです。

このほか、屋外広告物に関する基本的な考え方や解釈等は、「屋外広告物行政の実務Q&A（旧建設省都市局公園緑地課監修、屋外広告行政研究会編著）」及び「屋外広告物の知識（国土交通省都市・地域整備局公園緑地課監修、屋外広告行政研究会編著）」によることとします。

なお、条例の規定に違反した広告物等への是正指導については、「鹿児島市違反広告物等に関する是正指導マニュアル」によることとします。

また、合せて平成30年3月30日付け国都景歴第54号で通知のありました『「投影広告物条例ガイドライン」の策定等について』を踏まえ、条例における投影広告物に係る取扱いを定めるものです。

第2 許可事務等の処理

条例第2章 屋外広告等の許可や届出に関する事務は、次のとおり取り扱います。

1 標準処理期間

許可事務の処理については、「鹿児島市行政手続条例」（平成9年条例第15号）において、標準処理期間を7～10日と定めていることから、当該事務の迅速かつ適正な執行に努めます。

審査の過程で、他法令の許可手続きの状況等から標準処理期間を著しく超えることが予想される場合、あらかじめその理由を申請者に通知するなど、適切な事務の執行に留意します。

2 許可申請の審査

鹿児島市屋外広告物条例施行規則（平成8年規則第56号。以下「規則」という。）様式第1（第6条関係）による申請等がなされたときは、申請書の記載事項、添付書類及び条例別表に定める許可申請手数料（以下「手数料」という。）について書類審査を行います。

なお、申請に先立ち、申請予定者等から広告物の表示等について相談があったときには、条例の規制を受ける広告物の範囲や条例第10条の適用除外の範囲等について説明を行い、許可を要するものと認められる場合には、必要に応じて書類審査に準じた事前指導を行い、事務処理の円滑化を図ります。

(1) 屋外広告物の定義

「屋外広告物」とは、①常時又は一定の期間継続して②屋外で③公衆に表示されるものであって④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。（屋外広告物法第2条第1項）

上記①～④のすべての要件を満たしている場合、営利的なものはもちろん、たとえ文字で表示されていない絵、商標、シンボルマークなど、その表示する内容にかかわらず屋外広告物に該当します。

(屋外広告物に該当しないものの例)

- 工場、野球場、遊園地内等で、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
- 街頭演説等ののぼり旗等一時的で、かつ、設置者の直接的な管理下にあるもの
- 単に光を発するもの（サーチライト、文字のない単一色の板への照明）
- 音響広告

ア ガソリンスタンドのキャノピー内に吊り下げている広告物など、外から見える部分に表示されているものであっても、建築基準法上の床面積が発生する部分は「屋内」とみなし、そこに表示されているものは屋外広告物として扱いません。

イ レーザー光線等により、建物の外壁等に投影して常時又は一定の期間継続してイメージを表示する投影広告は、壁面広告物として扱います。なお、投影広告物に係る扱いについては、第6を参照してください。

ウ 文字等を伴わないネオン管等による壁面装飾であっても、商標登録などを受け、一定のイメージを伝達している場合は、壁面広告物として扱います。

(2) 屋外広告物の種類と制限

① 自家用広告物等

「自家用広告物等」とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物又は広告物を掲出する物件をいいます。(条例第2条第2項第3号)

ア 工事現場の足場や仮囲い等に表示する施工業者等の称号や当該施工物件の紹介等、建築主から工事現場を請負契約により委託された自らの作業場に関するものを表示するものは、自家用広告物として扱います。ただし、別敷地にあるマンションのモデルルームの紹介や企業の宣伝等（マンションの会員募集等）は、自家用広告物ではなく一般広告物になります。

なお、当該広告物が宣伝の用に供せず、じか書き又はこれに類する方法で表示されている場合は、禁止地域等の適用除外となります。(条例第10条第2項第3号)

イ ガソリンスタンドの元売りの称号や商店で扱っている商品名など、広告主自らが当該敷地内において製造又は販売している商品名等は自家用広告物として扱います。

ウ 条例第2条第2項第3号に規定する「自己の住所、事業所、営業所又は作業場」と敷地的に隔てられ、一体的な利用が図られていない倉庫や駐車場などに表示されているものは、自己の屋号や扱っている商品名等であっても自家用広告物として扱いません。

また、自己が所有する土地であっても、その土地に営業実態がなければ、自家用広告物としては扱いません。

エ ネーミング・ライツを持つ企業名を対象建物等に表示する場合や、指定管理者が当該施設に関するイベント等に関する広告物の表示等を行う場合は、その広告物は自家用広告物として扱います。ただし、企業名は対象建物を所有する公共団体等の称号ではないため、国又は地方公共団体が公共的目的を持って表示し、又は設置する広告物等としては扱いません。

オ 公職選挙法の規定外の「〇〇後援会連絡所」等の広告は、その敷地等の所有者と申請者（後援会又は立候補者等）との直接的関係が確認できないときは自家用広告物として扱いません。

カ フェンス等で明確に区画されていない一敷地内に、複数の建築物（ATMボックス等を含む）があり、駐車場等を共有しているなど、一団の敷地として判断される場合の自家用広告物に係る許可不要や総量規制の基準は、敷地内の全ての合計面積で判断します。この場合において「可変表示式広告物」の掲出個数は敷地内に1個となります。

② 管理用広告物等

「管理用広告物等」とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は掲出する広告物等をいいます。（条例第2条第2項第4号）

ア 管理用広告物における管理上必要な表示とは、管理物件名、管理者名、連絡先などの他、「管理地」「建設予定地」「店舗予定地」「売地」等の表示を、原則、管理用広告物として扱います。

③ 案内広告物

「案内広告物」とは、道標、案内板その他公共的目的を持った広告物又は公衆の利便に供することを目的とする広告物をいいます。（規則別表第1中第4の注1）

ア 「案内のために必要な文字、記号、地図等を表示したもの」を案内広告物として扱います。具体的には名称（店名）、商標、方向、距離、連絡先（住所、電話番号）等が記載されたものをいいます。なお、病院の診療科目等で案内に不可欠な内容についてもこれらに含みますが、商品の写真やイラストなどは含みません。

イ 禁止地域の案内広告物については、一敷地内に同一申請者等が複数の案内広告物を設置することが、広告物を大幅に制限した案内広告物の面積基準（表示面積は第1種：1㎡（共同2㎡）以内、第2種：2㎡（共同4㎡）以内）の趣旨を損なうこととなるため、掲出個数は一敷地につき1個とします。また、同一内容の広告物を複数表示する場合は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、相互に1キロメートル以上離すこととします。

なお、市長がやむを得ないと認める場合とは以下のような場合をいいます。

- ・ 交差点等で、表示がないと案内に支障が生じる場合
- ・ 車線が4以上の車線を有する道路の交差点や道路から敷地への進入路等で、それぞれの進行方向に対して表示しないと案内に支障が生じる場合 など

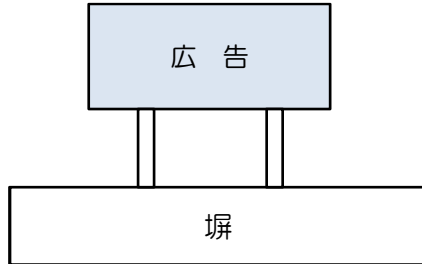
ウ 禁止地域で禁止されている袖つき広告物又は電柱巻付け広告物であっても、一定の基準内（規則別表第1中第4の許可基準）であれば、案内広告物は表示できるものとします。この場合において、前号の後段の距離規定を適用します。

④ 野立広告物

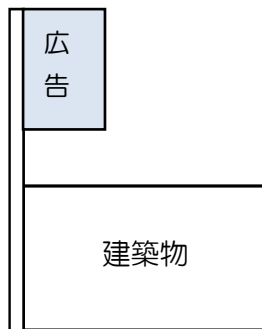
「野立広告物」とは、広告板、広告塔、サインポール等土地に定着した広告物等をいいます。(規則別表第1中第3の注1)

また、これらを構成する、基礎や支柱、広告物を取り付ける棧や金属製の枠などを含みます。

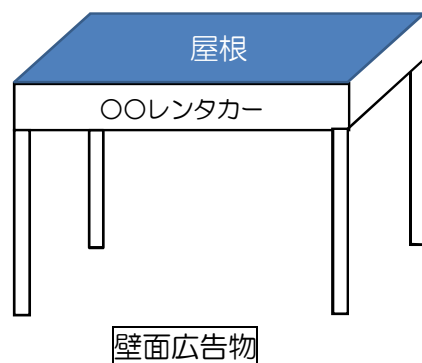
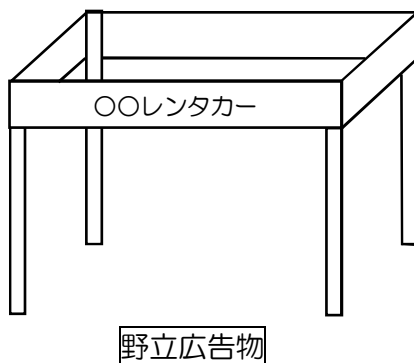
ア 塀上に支柱を立てて表示する下図のような広告物は、野立広告物として扱います。



イ 建築物とは構造上独立した支柱に表示されている広告物は野立広告物として扱い、支柱が構造的に建築物と一体となっている場合は屋上広告物として扱います。



ウ 下図の様なキャノピーの軒面に表示されている広告物は、キャノピーに屋根がない場合は野立広告物、屋根がある場合は壁面広告物として扱います。



⑤ 壁面広告物

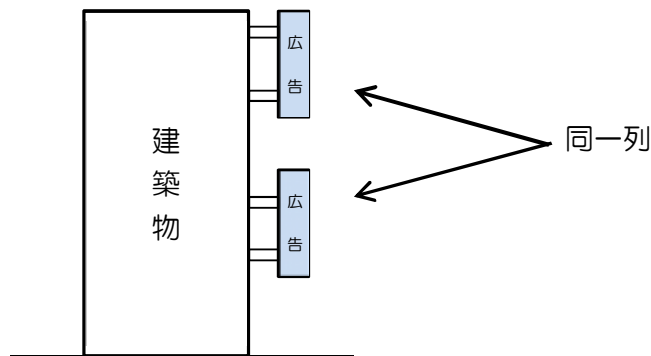
「壁面広告物」とは、建築物の側面を利用して掲出される広告物等をいいます。
(規則別表第1中第4の注2)

- ア 壁面と屋上にわたって表示されている広告物や、壁面の延長上に屋根面より上部にかけて表示されている広告物の区分は、原則、建築確認上の取扱いを参考に判断します。
たとえば、塔屋等の壁面に表示する場合や広告面と建築物が一体となって建築確認を受けている場合は壁面広告物として扱い、建築物とは独立した工作物に表示する場合は屋上広告物として扱います。ただし、連続した1個の広告物となっている場合などは、広告物の一体性や施工状況等を勘案し、個別に判断することとします。

⑥ 突出広告物

「突出広告物」とは、建築物の側面を利用して(壁面から持ち出して)掲出される広告物等をいいます。(規則別表第1中第4の注2)

- ア 同一鉛直線上にある2個の突出広告物は、同一列の突出広告物として扱います。



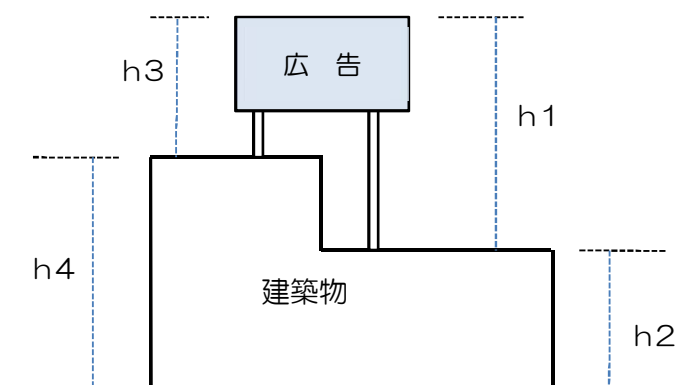
⑦ 屋上広告物

「屋上広告物」とは、建築物の屋上を利用して掲出される広告物等をいいます。(規則別表第1中第4の注2)

- ア 屋上広告物が下図のように高さの異なる屋上面にまたがって掲出されている場合の広告物の高さを算定する基準となる建築物の高さ(h_2 又は h_4)は、建築基準法施行令第2条第1項第6号「建築物の高さ」等を参考に判断します。

【参考：建築基準法施行令第2条第1項第6号ロ】

「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、12mまでは、当該建築物の高さに算入しない。(一部省略)

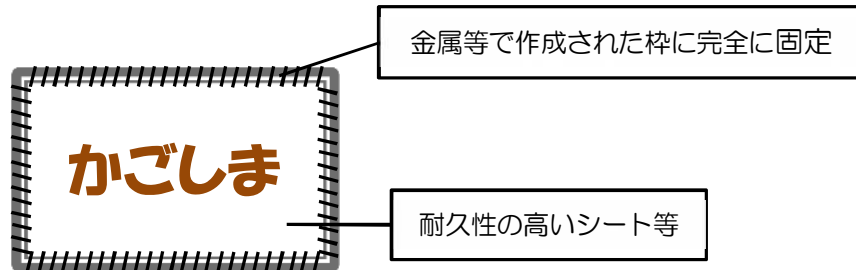


建築物の高さが
 h_2 の場合、広告物の高さは h_1
 h_4 の場合、広告物の高さは h_3
となります。

⑧ 広告網

「広告網」とは、布（網）等を使用し作成されたもので、一端をさおや紐などに取り付け内容を表示するものや、建造物等の物件に吊り下げるなどにより表示する広告物等をいいます。

ア 耐久性の高いシート（例：許可期間中に毀損しないようなもの）等で作製されている場合でも、「幕、旗、のぼりその他これらに類する形態」であれば、原則、広告網として扱います。ただし、下図のように耐久性の高いシート等を、金属等で作成された枠に完全に固定したものを、地面上や壁面に強固に設置する場合等は、申請者の申し出により野立広告物又は壁面広告物とみなします。



⑨ 路面電車又は自動車広告物

「路面電車又は自動車広告物」とは、路面電車や自動車に表示される広告物をいいます。

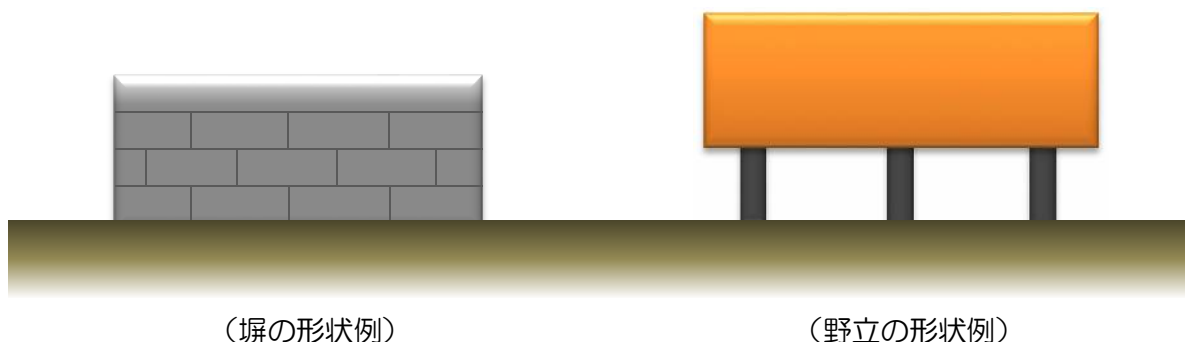
ア 規則別表第 1 中第 4 の広告物の種類で、「条例第 10 条第 4 項第 2 号及び第 15 条の路面電車又は自動車に表示する広告物」の許可基準の文中「市長が定める算定方法」とは、広告物の表示前の車体色を広告主が希望する色へ変更する場合、文字、キャラクター、写真等の他、変更する地色部分も表示面積に含めることとします。

ただし、デザインの統一性や景観に配慮するため、乗降ドア等の可動部分やバンパー等の車体と一体の連続面となっていない部分で、車両各面の鉛直投影面積の 1/10 以下の地色部分は、変更する場合でも表示面積に算入しません。（平成 23 年 9 月 30 日都景第 156 号）

イ 本市では、路面電車やバスの車体広告を優れたデザインに誘導するため、「車体広告ガイドライン」を作成しておりますので、可能な限り参考にしてください。

⑩ 塀面広告物

「塀」とは、動物等の侵入防止や目隠しのため、敷地の境界に建てた板・土・ブロックなどの障壁で、独立した壁状のものです。敷地の境界にある壁状の工作物に掲出される広告物は「塀面広告物」として扱います。なお、塀と野立（広告塔など）では、建築基準法の適用条項が異なる場合がありますので、ご注意ください。



⑪ 可変表示式広告物

「可変表示式広告物」とは、映像装置、可動式ポスター、電光ニュース板など、常時表示内容を変えることができる広告物をいいます。

ア 可変表示式広告物については、主要交差点（4以上の車線を有する道路が2以上交わる信号機のある交差点）及びその周辺において規制を設けていますが、特に、直進性の高いLEDを用いた可変表示式広告物については、周辺景観や交通安全に及ぼす影響も大きいことから、必要に応じて警察等関係機関と協議を行うなど、配慮をお願いします。（P.12「(8) 禁止広告物」参照）

(3) 禁止地域等

ア 条例第4条第1項第10号の市長が指定する「道路」のうち、区間の範囲を示す「長田町の長田陸橋」は、長田中前交差点の長田町と城山町の境界を指します。



イ 条例第4条第1項第11号の「道路及び鉄道等に接続する地域」（以下「接続地域」という。）における広告物の表示場所が、当該道路及び鉄道等から一定程度離れている場合や、周辺の地形や建築物等に遮られ広告物が明らかに当該道路及び鉄道等から視認できない場合は、表示場所を接続地域ではないものとして扱います。ただし、周辺の変化等により視認できる状況になった時は、改めて接続地域として扱います。

ウ 条例第4条第1項第13号の「港湾」は、臨港地区で分区を指定している区域が該当します。

エ 条例第4条第1項第13号の「駅前広場」は、都市計画法第11条第1項第1号の規定に基づき定められた都市施設「都市計画道路」に付属した広場である「鹿児島都市計画道路付属広場」のうち、「西鹿児島駅東口駅前広場」「鹿児島中央駅西口駅前広場」「鹿児島駅前広場」「谷山駅前広場」の各区域とします。

オ 条例第4条第1項第14号の「官公署」は「国及び地方公共団体（公営企業を含む。）、公団、公社等の庁舎」とし、「公営企業、公団、公社等が販売活動等の営業行為を直接行う施設」は除きます。また、交通局の営業所、自動車操車場の敷地において庁舎と明確に区分された駐車場等も官公署から除きます。

カ 条例第4条第1項第14号及び第15号に規定する国又は地方公共団体が所有する施設の指定管理者が、その管理の期間中に、国又は地方公共団体の了解を得て当該施設に係る自家用広告物を表示する場合は、当該施設を指定管理者の施設とみなし、条例第4条の規定は適用しません。

キ 地下通路は、形状・機能から条例第6条第1項第1号に規定する「トンネル」に準じるものとして取り扱います。

ク マンホールの蓋は、道路占用物件であり、下水道施設であることから、条例第6条第3項に規定する「道路の路面」には該当しません。なお、市のPRを目的としたデザインマンホール蓋については、国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、設置する広告物等として取り扱います。

ケ 条例第4条第1項第14号の「官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館」等が他の用途と同一建物内にある複合施設の敷地については、施設の主要用途等によって個別に規定の適用を判断します。

(4) 禁止物件

ア ペDESTリアンデッキは、条例第6条第1項第1号の「高架構造物」に該当します。

(5) 申請の内容（様式第1の項目等）

① 申請者

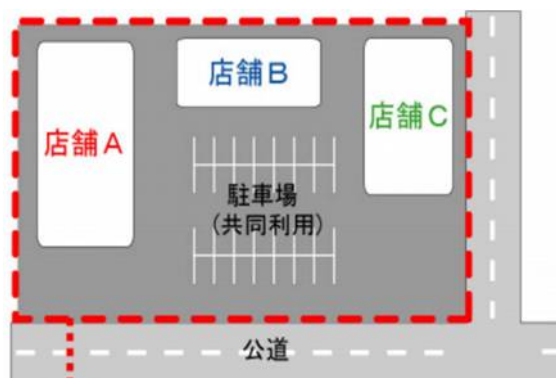
ア 申請者は広告物や物件の所有者、借主（広告主）及び管理者等で、最終的な責任を負う立場にあることから、借主（広告主）や管理者等で管理責任を負える者は申請者となりますが、単なる設置のみを行う広告業者は申請者にはなることはできません。

② 掲出の期間

ア 広告物又は掲出物件の設置後、期間において広告物を表示する場合の許可期間は、広告物の種類に応じ、表示開始から規則別表第1中第6の期間内とすることができます。
イ 許可更新日経過後に更新許可申請が提出された場合の新たな許可期間は、更新許可手続きが適正に行われたとした場合の許可期限となる日までとします。

③ 掲出の場所

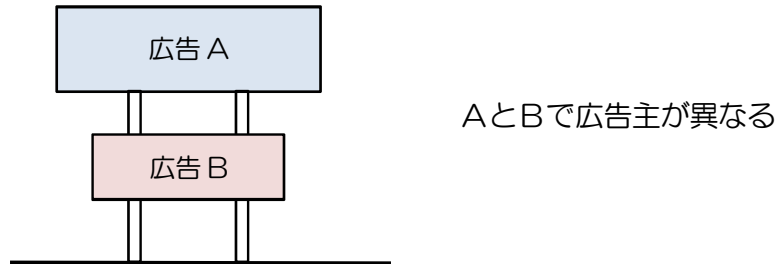
ア 許可にあたり表示等の場所を特定することから、申請書には「市内一円」とは記載せず、一覧表を作成し添付する等特定した表記とする必要があります。
イ 複数の建築物が立地し、駐車場を共同利用している一団の敷地については、土地の契約内容や所有権、分筆状況だけでは判断せず、利用状況等に応じて一敷地かどうかを判断します。ただし、公道やフェンス等で物理的に区画されている場合は別敷地として扱う場合もあります。



④ 同一敷地内の複数 **1敷地**

ア 許可申請にあたっては、許可期間が同じであって表示又は設置の場所及び申請者が同一である場合や、広告物並びに掲出物件の規格、規制区分及び申請者が同一である場合等は、複数の広告物の表示等を1件の申請とすることができます。

イ 1件の野立広告物に複数の広告主が広告物を同時に表示する場合は、原則、連名で1件の許可申請を行うものとし、ただし、既許可の野立広告物（A）の支柱等を利用して広告物（B）を追加する場合で申請者が異なる場合は、広告物（B）の新規許可申請とすることができますが、既許可分を含めた表示面積等は許可基準に適合させる必要があります。



ウ 規則別表第1中第4にあるとおり、同一の壁面広告物は1壁面に1個しか掲出できませんが、複数の広告物を同一のものがないようにグループ化したときはこの限りではありません。この場合の手数料は、グループ化した外枠の表示面積で算定します。

⑤ 既に許可を受けている広告物のある敷地での変更許可申請

ア 既許可広告物のある敷地で、同一申請者が新たな広告物を追加して許可申請をする場合、変更許可申請を原則としますが、野立広告物等の既許可広告物と物理的に分離できる場合や、壁面広告物で既許可広告物の掲示壁面と異なる壁面に設置する場合は、新たな広告物のみを新規許可申請とすることができます。ただし、更新時期に未申請物件を含めて申請するときは、変更許可申請として扱います。

イ 既許可広告物を変更する場合、敷地全体での変更許可申請か、手数料算定の基礎となる広告物の種類ごとの変更許可申請とします。前者の場合は新規許可申請と同様に広告物の種類毎の許可期間となり、後者の場合は既許可満了日が許可期限となります。

なお、複数のテナントのある商業施設等で、テナント毎に時期を変えて許可申請をする場合、新規許可申請も認めますが、既許可分を含めた敷地単位の総量規制等の適合性について審査する必要があるため、必要に応じて写真等の資料提出を求めます。

⑥ 既に許可を受けている広告物の白地化

ア 条例第18条では、表示等が不要となったときは遅滞なく除却しなければならないとされていますが、掲出物件を除却せず表示面を白地化した場合は変更許可申請が必要になります。その際の手数料は条例で定める最低額（表示面積1平方メートル以下のもの）としますが、白地化した後に「広告募集」等の表示を行う場合は、白地部分も含めた広告物全体の面積で算定します。

また、従前の許可要件で安全点検報告書が必要な場合は、上記手数料の分類にかかわらず全て提出しなければなりません。ただし、上記変更手続きによらず、従前の表示面積で更新許可申請することもできます。

⑦ 変更許可申請が不要な軽微な変更及び改造

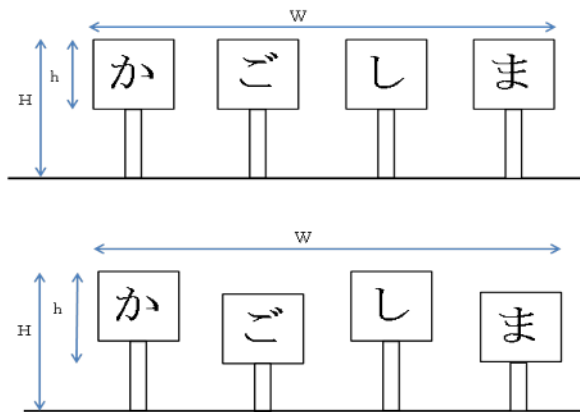
ア 景観上、安全上大きな影響を与えないと考えられる以下のような広告物については、規則第 11 条第 2 項にある変更許可申請が不要な「軽微な変更又は改造」とみなし、手続きは不要なものとして扱います。

- ・ 自家用広告物の広告網であって、位置及び形状を変更せずに短期的かつ定期的に表示内容を変更するもの
- ・ 色彩基準の適用を受けない地域に掲出されている掲示板等であって、位置及び形状を変更せずに短期的かつ定期的に表示内容を変更するもの

⑧ 手数料

ア 手数料は、表示面積の 1 平方メートルごとに小数点以下を切り捨てて算定します。

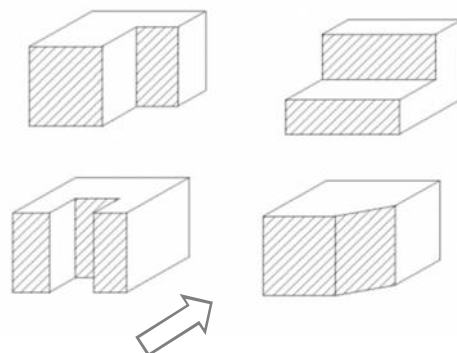
イ 一文字毎の野立広告物を連続して設置する等により、全体として文字列等を示す場合は、原則、表示部分と空間部分が一体となって一の広告内容を示していることから、複数の野立広告物の最も大きい外郭（下記図では、垂直線（縦）： h と水平線（横）： W で囲まれた部分）を 1 つの野立広告物とみなし、その外郭線で面積を算定します。（規則別表第 1 中第 3 の注 3）



ウ 建築物の壁面等に、文字列等と関連の強いマーク等を隣接して取りつけ、その背景が建築物等の仕上げと区分できない場合、文字列等とマーク等を別々に面積を算定し合算することができます。

エ 凹凸や隅切りがある建築物の壁面広告は、公共空間等から臨める水平投影部を一面として算定します。

※例：矢印の方向から見た場合は、斜線部分を一面として算定します。



⑨ 事後申請

ア 事後申請でも、許可基準に適合している場合は許可を受けることができます。ただし、規則で定める規模（表示面積 10 m²超又は高さ 4m 超）の野立広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物又はアーチ利用広告物を設置後に許可申請する場合、許可基準に適合し、かつ、規則で定める資格を有する管理者が安全上支障ない旨を記載した安全点検報告書を添付する必要があります。

⑩ 添付書類

ア 許可申請図書で、対象広告物が道路上にあるか明確に判断できない場合は、道路との関係を示す書類を「その他市長が認める書類」として添付する必要があります。

イ 規則第 13 条の 4 第 1 項第 2 号で定める安全点検報告書は、じか書き又はこれに類する方法で表示するものであっても、該当する項目（広告板面・文字等の汚れ等）を記載し、提出する必要があります。また、提出にあたっては、広告物等の状況が確認できるカラー写真を添付する必要があります。

⑪ 許可期間中の権利の承継

ア 条例第 23 条において、従前の者がした手続きその他の行為は新たに権利を承継した者がしたものとみなすため、新規許可申請ではなく、条例第 25 条に基づく市長への管理者等の変更の届出を行う必要があります。

なお、表示内容や物件の改造等を行う場合は、条例第 14 条に基づく変更等の許可申請が必要となることがあります。

(6) 適用除外

ア ガソリンスタンドの「セルフ」表示は、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）により表示を義務付けられており、条例第 10 条第 1 項第 1 号の「法令の規定より表示し、又は設置する広告物等」に該当します。

イ 条例第 10 条第 2 項第 11 号及び同条第 3 項第 1 号の「国又は地方公共団体」に、公営企業は含みますが、公社及び地方公共団体が出資する法人等は含みません。

ウ 条例第 10 条第 2 項第 11 号及び同条第 3 項第 1 号の「国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等」に、国立大学法人が掲出する大学名や学部学科等の公共的目的を持った広告物等は含みます。ただし、サークルや大学内の特定団体等が掲出する広告は自家用広告物とみなし許可申請対象となります。

エ 条例第 10 条第 1 項、同条第 2 項及び同条第 5 項に該当する適用除外対象の広告物とその他の広告物が一敷地内に混在している場合、その他の広告物の手数料や総量規制などの審査にあたり、適用除外対象の広告物を除きます。

オ 条例第 10 条第 2 項第 1 号の「規則で定める基準に適合する」自家用広告物に広告物が追加され、合計が基準を超える場合は、全ての広告物が許可申請対象となります。なお、総量規制や手数料も全てに係ることになります。

カ 同一敷地内に自家用広告物と一般広告物が混在している場合、すべてを許可申請対象とします。ただし、これらが同一表示面になく、また支柱等の構造を共有しておらず、自家用広告物の合計面積が適用除外の基準内であるときは、一般広告物のみを許可申請対象とします。

キ 条例第 10 条第 2 項第 5 号の「冠婚葬祭又は祭礼等」は、行事や主催者名、開催期間等の直接かつ必要最小限のものに限ります。

- ク 条例第 10 条第 2 項第 5 号の「一時的」とは、開催期間や周知に必要な期間をさし、原則、開催日の 10 日前以降に設置し、開催後は速やかに撤去することとします。なお、開催目的・規模等により個別に判断する場合があります。
- ケ 条例第 10 条第 2 項第 12 号の「市長が指定する団体」は、条例制定時の付則第 4 項の経過措置により、一般社団法人鹿児島県広告協会が該当します。
- コ 投影広告物に係る適用除外の扱いについては、第 6 を参照してください。

(7) 経過措置

- ア 条例改正に伴い新たな許可基準に不適合となり、手続きを経て経過措置対象となる既許可広告物や適用除外広告物（以下「経過措置広告物」という。）の形状や表示内容を変更する場合、条例に定める経過措置の規定は適用されません。
- イ 経過措置広告物が公共事業等により移設される場合であっても、形状等を変更して条例改正後の基準に適合させなければなりません。

(8) 禁止広告物

条例第 12 条第 4 号及び 5 号において、「信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの」、「道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの」を禁止広告物としています。

安全かつ円滑な交通を阻害するような電光式広告物の設置を避けるため、次の事項に配慮してください。

- ア 信号機の背後や周辺では、信号灯火の輝度を上回らないこと。
- 特に夜間においては、運転者の視野内に信号機と同等の輝度もしくはそれ以上に高輝度の物体が含まれると、信号機自体の視認性が低下します。
- イ 信号機の近傍背景では、信号灯火色と類似する照明色を使用しないこと。
- 信号灯火色と類似する色があると、運転者が誤認するおそれがあります。
- ウ 設置前に、すべての通行方向から運転者の視線レベルで信号機の視認性に支障がないことを確認すること。
- 特に複数車線、右折車線のある交差点では、走行車線または停車位置により運転者の視野内に信号機と広告物が入ることがあります。
- エ 道路沿道においては、安全運転への支障とならないよう、文字数や文字の表示時間等に配慮すること。
- 運転者が広告物の内容に注視することで前方不注意等を招くおそれがあります。特に横方向に文字が流れるように表示する場合は、文字数をできるだけ少なくするよう留意してください。
- オ 歩道沿いの目線の高さ付近に設置する場合、光源の露出及び点滅を避け、輝度を抑えること。特に眩しさを感じやすい高齢者に配慮すること。

(9) その他

① 色彩規制

ア 規則別表第1中第1第9項に定めるとおり、広告物等の裏面、側面及び脚部は、市景観計画の建築物の色彩基準又は景観形成重点地区景観計画の工作物の色彩基準に準じるなど、塗装等により良好な景観形成に努める必要があります。

【参考：H30.3.1時点】

○鹿児島市景観計画の建築物（壁面、屋根、屋上）の色彩基準

- ・マンセル値により色相OR～5Yは彩度4以下、その他の色相は彩度2以下

○八重の棚田地区景観計画の工作物の色彩基準

- ・マンセル値によりすべての色相において明度5以下かつ彩度2以下

○磯地区景観計画の工作物の色彩基準

- ・マンセル値により色相OR～10G、明度5以下、彩度2以下

○南洲門前通り地区景観計画の工作物の色彩基準

- ・マンセル値によりすべての色相において彩度2以下

○喜入旧麓地区景観計画の工作物の色彩基準

- ・マンセル値によりすべての色相において明度5以下かつ彩度2以下

○歴史と文化の道地区景観計画の工作物の色彩基準

- ・マンセル値によりすべての色相において彩度2以下

② 屋外広告物許可以外の所要手続き

屋外広告物の表示・設置にあたっては、屋外広告物関係法令に基づく許可以外に、以下のような他法令に基づく許可や確認等が必要な場合があります。なお、他人の土地、建築物、工作物等に屋外広告物を表示・設置しようとする場合には、その所有者又は管理者等の承諾も必要になります。

ア 景観形成重点地区に係る届出

鹿児島市景観条例に定める「景観形成重点地区」の区域内では、一定の高さを超える広告塔等の工作物を新設等しようとする場合には、景観法に基づく届出が必要です。

当該広告塔等について屋外広告物許可の申請を行う場合は、届出は不要となりますが、屋外広告物許可が不要となるもので一定の高さを超える広告塔等は、景観法に基づく届出を行う必要があります。（都市景観課）

イ 風致地区に係る許可

都市計画法に規定する風致地区（慈眼寺風致地区、寺山風致地区）の区域において、高さ1.5メートルを超える屋外広告物（工作物）を表示・設置しようとする場合には、許可を受ける必要があります。（都市計画課）

ウ 地区計画に係る届出

都市計画法に規定する地区計画の区域（屋外広告物に関する制限が定められた地区）において屋外広告物を表示・設置しようとする場合には、屋外広告物許可申請に先立ち、届出を行う必要があります。（都市計画課）

【参考：与次郎ヶ浜地区 地区計画】

広告物を設ける場合は、次に定める基準のうち、必要なものに適合すること。

- (1) 壁面広告物は、広告物を掲出する部分の建築物の壁面の面積の5分の1以内であること。
- (2) 突出広告は、1個につき1面の表示面積が2平方メートル以内であり、かつ、公道上に突き出していないこと。
- (3) 屋上広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、5メートル以下であること。

エ 工作物確認

高さが4メートルを超える屋外広告物を表示・設置しようとする場合には、建築基準法に規定する工作物確認が必要になります。(市建築指導課又は指定確認検査機関)

オ 道路占用許可

突出広告物等を道路上に設置しようとする場合には、道路法に規定する道路占用許可を受ける必要があります。(国道：各国道事務所、県道：鹿児島地域振興局、市道：道路管理課、谷山建設課)

カ 道路使用許可

広告物の設置工事にあたり、道路を使用(クレーン作業等)する場合には、道路交通法に規定する道路使用許可を受ける必要があります。(所轄の警察署)

第3 屋外広告業の登録事務等の処理

条例第4章 屋外広告業に関する事務は、次のとおり取り扱うこととします。

1 標準処理期間

登録事務の処理については、「鹿児島市行政手続条例」（平成9年条例第15号）において、標準処理期間を7～10日と定めていることから、当該事務の迅速かつ適正な執行に努めます。

2 登録審査

- ① 条例第26条の2第1項第2号の「本市の区域内において営業を行う営業所」の所在地は、市内である必要はありません。
- ② 条例第26条の2第2項に規定する添付書類のうち、規則第19条の2第1項第6号に規定する「住民票の写し」に代わる書面とは、公的機関が発行する書類等で住所、氏名、生年月日が確認できる、免許証やマイナンバーカードの写しなどです。
- ③ 道路標識は、条例第10条第1項第1号の「法令の規定により表示し又は設置する広告物等」に該当し、許可申請は不要ですが、その設置を請け負う場合、屋外広告業の登録や特例屋外広告業の届出を行う必要があります。
- ④ 屋外広告物の設置に関する工事を業として請け負わないような広告代理業等は屋外広告業に該当しません。また、単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、設置を行わない場合も屋外広告業には該当しません。

第4 公共掲示板の掲出事務等の処理

公共掲示板に関する事務は、次のとおり取り扱うこととします。

【 公共掲示板の概要 】

- ・ 旧公共掲示板は、県が昭和53年から平成7年にかけて設置し、平成8年の中核市移行に伴い市に移管されましたが、設置から20～35年経過し老朽化に加え、ポスターの剥落等により景観上好ましくない状況にありました。
- ・ そこで、デザインの統一や機能性を高めるとともに、景観向上や市民サービスの向上を図るため、民間力を活用し、26年度に142基すべてを撤去し、令和元年度末までに新公共掲示板80基を設置しました。（所有は民間事業者）
- ・ 設置にあたっては歩行者等の安全な通行に配慮するとともに、集約化・効率化を図ることで、設置数を減らしています。
- ・ 27年度に実施した市民や利用者アンケートでも好意的な声が寄せられています。

1 処理期間

掲出審査事務では、民間事業者が所有する公共掲示板に掲出するポスターの抽選にあたり、規制業種等を含む広告掲出基準を設け、申込者の制限等を行っています。

また、参加申込みから掲出までのスケジュールは、市のホームページで周知しております。これらに沿った事務の迅速かつ適正な執行に努めます。

2 掲出内容の審査等

- ① 掲出者が国、地方公共団体及びこれらの指定管理者並びに市長が指定する事業者等である場合は、屋外広告物の許可申請手数料は徴収しません。
- ② 連続当選者における同一広告を認めます。
- ③ 掲出者及び掲出内容は、公共掲示板の品位と社会的信頼を保持するため、規制業種又は事業者及び掲載内容の基準を定めた「鹿児島市公共掲示板（公共掲示面）広告掲出基準」

に基づき審査します。

- ④ 同一団体による複数の参加申込みはできません。同一団体で複数の参加申込みがあった場合は無効となり、当選取消及び次回の参加は不可となります。また、複数の団体が同一内容のポスターであることが判明した場合も当選取消及び次回の参加は不可となります。

第5 違反広告物の簡易除却事務等の処理

屋外広告物法第7条第4項では、条例に違反し掲出されているはり紙、はり札、広告旗及び立看板等について、市長またはその命じたもの等が除却（以下「簡易除却」という。）することができますと規定しています。

簡易除却に関する事務は、次のとおり取り扱うこととします

1 実施主体

職員による随時の簡易除却のほか、一般社団法人鹿児島県広告協会への委託や、本市が認定した違反広告物除却推進団体による定期的な簡易除却を実施しています。

2 簡易除却した広告物の取扱い

- ① 簡易除却した広告物は、保管場所（玉里団地二丁目 2277 番 132）で一定期間保管しています。ただし、はり紙は除却後すぐに廃棄しているため、保管はしていません。
- ② 保管した広告物は、その種類及び数量、放置されていた場所、簡易除却した日、保管を始めた日、保管場所を、市役所の掲示場に 2 週間掲示しています。
- ③ 所有者等から保管した広告物の返還の申し出があれば、規則で定める受領書（様式第 12 の 3）と引換えに返還します。ただし、次に示す保管期間を経過した広告物は、売却もしくは廃棄処分しますので、保管期間内に申し出てください。

広告物の区分	保管期間
簡易除却した広告物	1 週間
特に貴重な広告物等	3 ヶ月
その他	2 週間

第6 投影広告物の事務等の処理

近年、プロジェクションマッピングに係る技術は大きく進展しており、全国的なスポーツ大会やイベントに向けた機運醸成策として、プロジェクションマッピングの活用が高まっています。また、プロジェクションマッピングを活用することで、まちの活性化や都市の魅力向上につながることも期待されています。

このような状況を踏まえつつ、プロジェクションマッピングを含む投影広告物が無体物であり、落下による事故の可能性が考えられないことや、その実施が通常、夜間に限られること等を鑑み、本市における取扱いを明確にし、条例の目的である「良好な景観の形成・風致の維持」「公衆に対する危害の防止」を図るとともに、プロジェクションマッピング等の投影広告物を行う際の環境を整備するものです。

投影広告物の取扱い

(1) 投影広告物の定義

投影広告物とは、建築物等に光で投影する方法により表示される広告物をいい、投影機とは、投影広告物を投影する機器及びそれに付加されたものをいいます。

条例の適用にあたっては、投影される対象物に応じて、建物に投影される場合は「壁面広告物」、塀に投影される場合は「塀面広告物」として扱い、個別基準を適用します。

(2) 道路を挟んで向かいの建物等に表示する場合

道路交通法及び関係規則では、道路における禁止行為が定められています。

投影広告物の実施に当たっては、

- ・信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置すること
- ・車両の運転車の目をげん惑するような光をみだりに道路上に投射すること

等の禁止行為に当たらないように留意してください。

計画している投影広告物が禁止行為に該当するか否かについて疑義がある場合には、所管警察署にお問合せください。

なお、道路にはみ出さないように投影機を設置し、道路を挟んだ向かいの建物等へ投影広告物を表示する場合には、道路管理者への手続きを行う必要はありませんが、実施内容の事前連絡を道路管理者へお願いします。

(3) 河川を挟んで向かいの建物等に表示する場合

河川の区域にはみ出さないように投影機を設置し、河川を挟んだ向かいの建物等へ投影広告物を表示する場合には、河川管理者へ手続きを行うことなく、実施することが可能ですが、実施内容の事前連絡を河川管理者へお願いします。

(4) 自己の所有でない建物等に表示する場合等

自己の所有でない建物等にプロジェクションマッピングを表示する場合、あるいは自己の所有でない土地に投影機を設置する場合には、当該建物等又は土地の所有者や管理者の許可が当然、必要になります。

また、対象となる建物が賃貸物件等である場合には、占有者等の関係人への事前の周知・説明を行い、理解を得ることに加え、周囲が住宅地等であるときは必要に応じて、周辺住民へ実施時間等の周知を図るなどによって、トラブルの予防に努めてください。

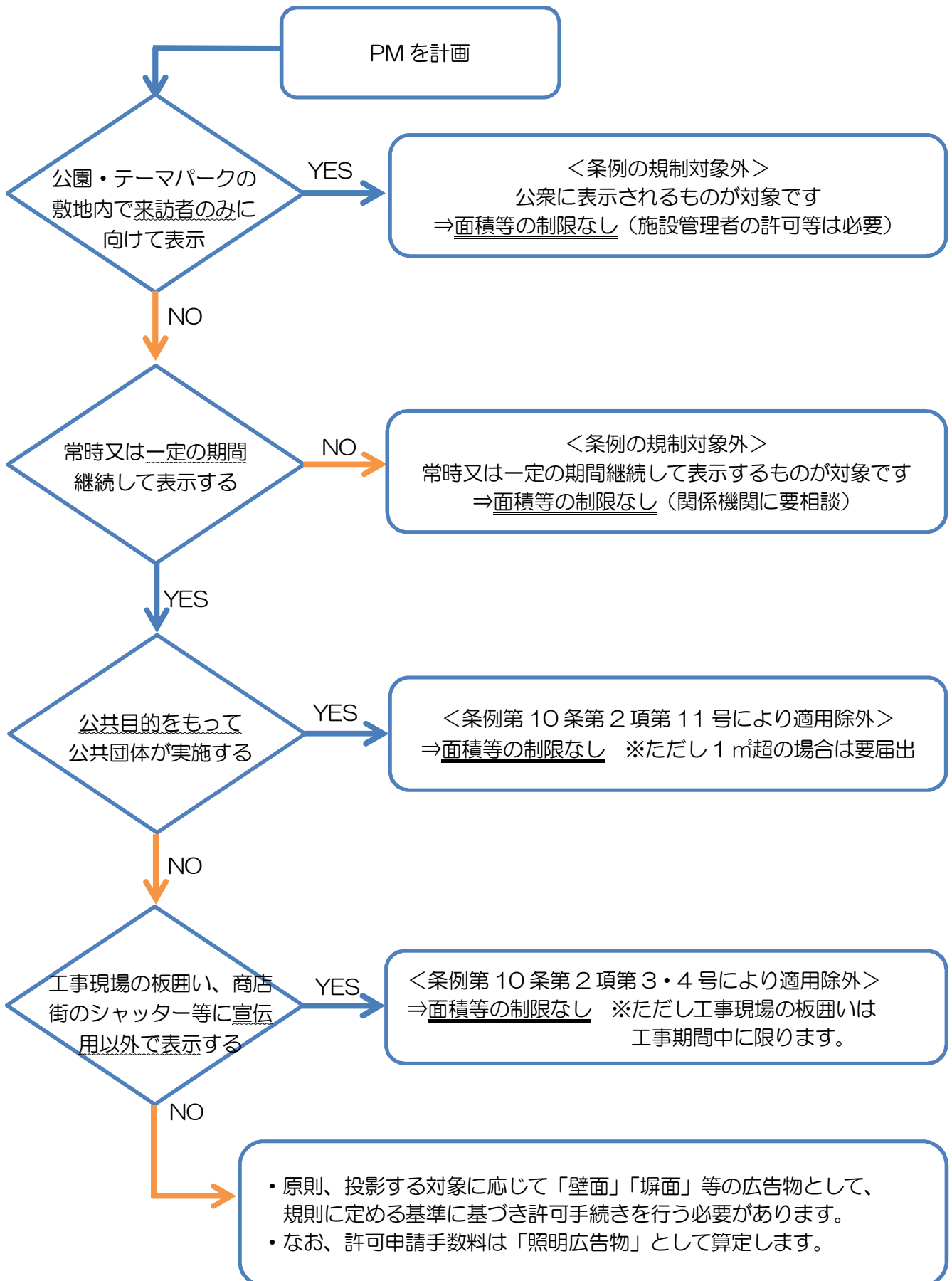
(5) 異なる2以上の地域に跨って表示する場合

異なる2以上の禁止地域又は制限地域に跨って投影機を設置し、建物等に表示する場合には、設置された投影機の制限地域等に関わらず、表示する建物等が存する地域の制限を受けます。

(6) 適用除外

- ① 公園やテーマパーク等の敷地内において、その来訪者に向けて表示される投影広告物は、条例における屋外広告物に該当しないため、条例の手続きは必要ありません。
- ② まちの活性化等に資する等のイベントであり、期間限定で表示される投影広告物は、条例の適用を受けないことから、条例の手続きは必要ありません。
なお、当該イベントの期間は、国の規制改革推進会議等の趣旨を踏まえ、1ヶ月を超えないものとします。1ヶ月を超えるイベントについては、条例が適用され、許可申請等の手続きが必要となりますので、ご注意ください。
- ③ 国又は地方公共団体が公共目的をもって投影広告物を表示し、又は設置する投影機については、条例第4条及び第7条の規定は適用しません。
このとき、投影する内容に企業広告を含む場合であっても、企業広告の占める割合（企業広告が表示されていた投影時間と企業広告が表示されていた投影面積の積を総投影時間と総投影面積の積で除した数値をいう。）が1/3以下であるものに限り、公共目的をもった投影広告物として扱います。なお、表示面積が1㎡を超えるものについては、事前の届出が必要になります。
- ④ 投影広告物は、条例施行規則別表第1 第3に規定する「じか書き又はこれに類する方法で表示するもの」に該当します。

(参考) プロジェクションマッピング<以下「PM」>に係る取扱いフロー



付 則

本マニュアルは平成 28 年 8 月 1 日から運用します。

付 則

本マニュアルは平成 30 年 4 月 1 日から運用します。

付 則

本マニュアルは平成 30 年 11 月 1 日から運用します。

付 則

本マニュアルは令和 2 年 4 月 1 日から運用します。

付 則

本マニュアルは令和 3 年 4 月 1 日から運用します。